

「アルファバンク教育資金贈与専用口座」に関する領収書等明細一覧兼確認書【 年分】

私は、本書面に記載の領収書等の明細書等について、「教育資金の一括贈与に係る贈与非課税措置（租税特別措置法第 70 条の 2 の 2）」（以下「非課税措置」といいます。）で規定されている教育資金（後記「教育資金について」をご参照ください）として支払ったことに相違ありません。	チェック欄
	<input type="checkbox"/>

	お客さま（ご本人）	親権者さま（お客さまが未成年の場合）
店番		
口座番号		
署名（氏名）		
住所または居所		
電話番号		

1. 教育資金支払領収書等の提出明細一覧

支払先の氏名	支払先の住所	摘要（支払内容）	支払日／期間	領収書等枚数	金額
学校等への支払金額合計（=①）				枚	円
支払先の氏名	支払先の住所	摘要（支払内容）	支払日／期間	領収書等枚数	金額
<イ> 塾や習い事で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合>（注）					
<ロ> 学校等で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合>					
学校等以外への支払金額合計（=②）				枚	円
総合計（=①+②）				枚	円

（注）「摘要（支払内容）」欄には、その内訳（例「〇月分〇〇料として（〇回または〇時間）」等）についても転記してください。
 なお、令和元年 7 月以後に支払われる金銭で、お客様が 23 歳に達した日の翌日以降に支払われるものについては、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限ります。

2. 今回ご提出いただく「領収書等」チェック表（該当する回答を○で囲んでください）

チェック項目		ご回答欄	
(1)	前記「1. 教育資金支払領収書等の提出明細一覧」の記載内容にお間違いはないですか。	はい	いいえ
(2)	「領収書等」は、全てご本人の「教育資金」（注1）として「学校等」または「学校等以外の者」（注2）に直接支払ったご資金ですか。 （注1）租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める教育資金 （注2）租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める学校等または学校等以外の者 ※「学校等以外の者」への支払いは、教育資金上限1,500万円のうち最大500万円までが本件非課税措置の対象です。500万円を超えて支払われた教育資金は本件非課税措置の対象外となりますのでご注意ください。	はい	いいえ
(3)	学校等以外の者に教育資金として支払った時のご年齢について ①「1. 教育資金支払領収書等の提出明細表一覧」の「イ」に記載がある場合、支払日におけるご年齢は23歳に達していませんか。（23歳に達している場合でも次の②に該当する場合は「はい」とご回答ください） ②23歳に達している場合、支払内容は「教育訓練給付金の支払い対象となる教育訓練を受講するための費用」ですか。	はい （該当なし）	いいえ
(4)	（「領収書等」のうち領収書について） ①領収書には、支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）および住所（所在地）、摘要（注）が記載されていますか。 （注）資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要です。また「1. 教育資金支払領収書等の提出明細一覧」の「イ」に記載の領収書については、資金使途に加えて、その内訳（例「〇月分（〇回または〇時間）」）についても記載されている必要があります。 ②領収書は原本をご提示いただいていますか。	はい （該当なし）	いいえ
(5)	（「領収書等」のうち領収書以外の「支払の事実を証する書類」（注）について） （注）「支払の事実を証する書類」は、文部科学省のQ&A（Q5-3）で例示しています。下記要件の不足がある場合、振込依頼書文書等をあわせて添付することにより要件を明確にする必要があります。なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含めます。 ①「支払の事実を証する書類」には、支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）および住所（所在地）、摘要（注）が記載されていますか。 （注）資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要です。また「1. 教育資金支払領収書等の提出明細一覧」の「イ」に記載の領収書については、資金使途に加えて、その内訳（例「〇月分（〇回または〇時間）」）についても記載されている必要があります。 ②ご提出いただいた「支払の事実を証する書類」のなかに、同一の支払に関する重複提出はありませんか。（過去提出分を含みます）	はい （該当なし）	いいえ
(6)	「1. 教育資金支払領収書等の提出明細一覧」の「ロ」の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」（注）をご提出いただいていますか。 （注）年度や学期の始めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。	はい （該当なし）	いいえ
(7)	「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 （注）「請求書」は、非課税措置における「領収書等」の対象外になりますのでご注意ください。	はい	いいえ
(8)	「領収書等」に記載の支払年月日は、本口座へお預入れした日以降ですか。 （注）「領収書等」の金額のうち『領収書等』記載の支払年月日までに預入れした金額の合計から、「同年月までに教育資金に充当するため払出した金額の合計」を差し引いた金額を上回る部分については、非課税措置の対象外となりますのでご注意ください。	はい	いいえ
(9)	「領収書等」に記載の支払年月日と本口座からの引出日は同じ年に属していますか。 （注）教育資金の支払年月日と本口座からの引出日が同じ年に属さない場合、非課税措置の対象外となりますのでご注意ください。	はい	いいえ

(注) 上記(3)。(4)については、学校等に対する支払いの場合で、領収書等または支払いの事実を証する書類では、摘要(支払内容)や支払先の住所(所在地)が明らかでない場合には、当該領収書等または支払いの事実を証する書類に受贈者自身が摘要(支払内容)や支払先の住所(所在地)を記載し、受贈者自身が署名押印することにより「はい」とご回答いただくことも可能です。

《教育資金について》

非課税措置の制度概要と非課税となる教育資金の範囲や学校等の範囲については、文部科学省のホームページに「Q&A」とあわせて掲載されていますのでご参照ください。

【文部科学省ホームページ：「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」】

https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

非課税措置の対象となる教育資金の範囲や学校等の範囲についてご不明な点がある場合は文部科学省または税理士にご確認ください。また、非課税措置に関し、教育資金の範囲や学校等の範囲以外についてご不明な点がある場合は、税務署または税理士にご確認ください。